

# 第1章 プラン改定の趣旨と背景

---

## 1 プラン改定の趣旨

本市は、1997年（平成9年）策定の「はすだ男女共生プラン」から、第2次となる2006年（平成18年）策定の「はすだ男女共生プラン2015」を経て、長年に及び男女共同参画の推進に取り組んできました。

この間、人々の生活を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。社会全体で少子高齢化や人口減少が進み、不安定な経済状況などの影響もあり、人々の価値観や生活スタイルに変化や多様性が生まれています。

そのような中で、すべての人が性別に関わらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会慣行の変化に柔軟に対応し時代に即した施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

このような状況にあって、国においては、2015年（平成27年）に「第4次男女共同参画基本計画」、埼玉県においても、2012年（平成24年）に「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定され、その充実が図られてきました。

しかし一方では、未だ性別で役割を決めてしまう考え方（性別役割分担意識）が残っており、政策・方針決定過程への参画、職場における能力発揮、男女間の様々な暴力など、多くの課題が残されています。

蓮田市では、2015年（平成27年）12月に「男女共同参画に関する意識調査」を実施し、課題の把握に努め、これまでの取組を引き継ぎ発展させる新たな計画として、男女間のあらゆる暴力のない社会づくりをめざし、男女共同参画社会の実現を目的に、第3次となる「はすだ男女共生プラン2025」を策定しました。

## 2 プラン改定の背景

年 号	世界の動き	日本の動き	埼玉県動き	
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年世界会議 (メキシコ)</li> <li>「世界行動計画」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総理府に婦人問題企画推進本部・婦人問題担当室設置</li> <li>「女子教職員等育児休業法」公布</li> </ul>		
国連婦人の10年	1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際労働期間に婦人問題担当室を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法改正 (離婚後の氏の選択自由化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当配置</li> </ul>
	1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国内行動計画」策定</li> <li>国立婦人教育会館開館 (埼玉県嵐山町)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画財政部に婦人問題企画室設置</li> </ul>
	1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回埼玉県婦人問題協議会開催</li> </ul>
	1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画室が県民へ組織改正</li> </ul>
	1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議 (コペンハーゲン=第2回世界女性会議) 開催</li> <li>「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択</li> </ul>		
	1981年 (昭和56年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ILO第156号条約 (家族責任条約) 採択</li> </ul>		
	1984年 (昭和59年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「国籍法」及び「戸籍法」一部改正</li> </ul>	
	1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」最終年</li> <li>世界会議 (ナイロビ) で「ナイロビ将来戦略」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>「男女雇用機会法」一部改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ナイロビ会議 NGOフォーラムに埼玉県婦人派遣団参加</li> </ul>
1986年 (昭和61年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女平等社会確立のための埼玉県計画」裁定</li> </ul>	
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「婦人対策課」が「婦人行政課」に名称変更</li> </ul>	

年 号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
1989年 (平成元年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法令」改正 (婚姻・親子関係における男性優位規定の改正)</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択</li> <li>・「ILO第171号条約(夜業に関する条約)」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)策定</li> <li>・埼玉県民活動センター開館</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更</li> </ul>
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・婦人問題担当大臣設置</li> <li>・「育児・介護休業法」施行</li> </ul>	
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界人権会議(ウィーン)「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(国連総会)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「パートタイム労働法」成立・施行</li> </ul>	
1994年 (平成6年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択</li> <li>・国際人口・開発会議開催(カイロ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総理府「男女共同参画室」発足</li> <li>・「児童の権利に関する条約」批准</li> </ul>	
1995年 (平成7年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回世界女性会議(北京)</li> <li>・「北京宣言及び行動綱領」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制)</li> <li>・ILO第156号条約の批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「2001彩の国男女共同参画プログラム」策定</li> </ul>
1996年 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界女性みらい会議開催・「埼玉宣言」採択</li> </ul>
1997年 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画審議会設置法」施行</li> <li>・「男女雇用機会均等法」一部改正</li> <li>・「介護保険法」公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県女性センター(仮称)基本構想検討委員会」発足</li> </ul>
1998年 (平成10年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県女性センター(仮称)基本計画」策定</li> </ul>

年 号	世界の動き	日本の動き	埼玉県動き
1999年 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エキスカップハイレベル政府会議（バンコク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画社会基本法」施行</li> <li>・「改正男女雇用機会均等法」施行</li> <li>・「改正育児・介護休業法」全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県女性センター（仮称）基本計画検討委員会」発足</li> </ul>
2000年 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行</li> <li>・苦情処理機関の設置</li> </ul>
2001年 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「DV防止法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」の策定</li> </ul>
2002年 (平成14年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・With Youさいたま（埼玉県男女共同参画推進センター）開設</li> </ul>
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>・「次世代育成支援対策推進法」施行</li> </ul>	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「少子化社会対策大綱」閣議決定</li> <li>・「DV防止法」の一部改正（保護命令の拡大や被害者の自立支援の明確化）</li> </ul>	
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「男女共同参画基本計画(第2次)策定</li> <li>・「育児・介護休業法」等の一部改定（環境の整備について所要の措置）</li> </ul>	
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京）、「東京閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画推進本部決定「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」</li> <li>・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催</li> <li>・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定</li> </ul>

年 号	世界の動き	日本の動き	埼玉県の動き
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（ニューデリー）、「ニューデリー閣僚共同コミュニケ」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正男女雇用機会均等法」一部施行</li> <li>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画推進プラン2010」の一部見直し</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第52回国連婦人の地位委員会開催（ニューヨーク）、「ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントのための資金調達」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「改正DV防止法」施行</li> <li>「パートタイム労働法」一部改正法施行</li> </ul>	
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」見直し</li> </ul>	
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第54回国際婦人の地位委員会（北京+15）」開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画（第3次）」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合</li> </ul>
2012年 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>産業労働部ウーマノミクス課設置</li> <li>「埼玉県男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画（第3次）」制定</li> <li>埼玉県男女共同参画推進センター（With Youさいたま）に配偶者暴力相談機能を付加</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」改正</li> </ul>	
2014年 (平成26年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「DV防止法」改正</li> </ul>	
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍推進法」施行</li> <li>「男女共同参画基本計画（第4次）」策定</li> </ul>	

## 第2章 プランの基本的な考え方

### 1 基本理念

本市の現状は、出生率の低下、人口の減少、少子高齢化の進展などにより、男女とも働きながら育児や介護ができる環境づくりや、仕事と家庭生活、地域活動、趣味やボランティアなど様々な活動を自らの意思で行うことのできるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現した社会をめざした取組が求められます。

次に、市民意識調査の結果は、男女平等意識について多くの分野で男女の地位は平等になっておらず、男性優遇と考えられているなど固定的な性別役割分担意識が見られます。

性別による差別がなく、それぞれの個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画に関する意識を持ちお互いを尊重することができるようになる意識の啓発や、男女共同参画について考える機会を提供するなどの取組を進めます。

このため、本計画の基本理念を次の通りとします。

**わたしも あなたも みんなが輝けるまち はすだ**

### 2 将来像

将来像は基本理念を踏まえ、蓮田市に関わる女性と男性がめざす方向を示すものです。本市の女性関連施策のめざす将来像は以下の3つとします。

- (1) 人権が尊重され、男女差別のない社会
- (2) 地域・職場・家庭に男女が共に参画し、活躍できる社会
- (3) 男女が共に個人として自立し、助け合い、充実した人生を送れる社会

### 3 基本目標

この計画は、男女共同参画社会の実現をめざし、以下の5項目を基本目標とします。

- I 男女共同参画への意識づくり
- II あらゆる分野への男女共同参画の促進
- III 男女が共に働きやすい環境づくり
- IV いきいきと暮らせる環境づくり
- V 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり  
(蓮田市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

### 4 計画の性格

- ・この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて、その意識の形成と行動の推進を図るとともに、従来の施策・事業等を共同参画の視点から見直し、健康・福祉・就労・教育・生涯学習などの蓮田市の女性施策を総合的に進めていくための指針となるものとしします。
- ・この計画は、意識調査結果や男女共生プラン策定委員会等の意見をもとに作成するものとしします。
- ・国、県の行動計画を勘案し、第4次蓮田市総合振興計画をはじめとする関連計画との整合性を十分考慮して作成するものとしします。

### 5 計画の期間

**2016年度（平成28年度）～2025年度（平成37年度）の10年間**

※計画期間中の社会情勢の変化に対応するため、適宜見直しを図るものとしします。

## 第3章 プランの内容

---

### 施策の体系

#### I 男女共同参画への意識づくり

1 男女平等の意識づくりの推進	(1) 固定的性別役割分担意識の解消 (2) 男女平等に関する情報の収集と提供
2 男女平等を育む教育の推進	(1) 家庭における男女平等教育の支援 (2) 男女平等意識を育む学校教育等の推進 (3) 男女平等をめざした社会教育の充実
3 男女の人権の尊重	(1) あらゆるハラスメントの根絶 (2) 人権を尊重する意識啓発 (3) 相談体制の充実

#### II あらゆる分野への男女共同参画の促進

1 市の政策決定過程への参画の促進	(1) 審議会・委員会等への女性の参画促進 (2) 女性職員の人材育成と管理職への登用
2 地域における男女共同参画の促進	(1) 女性の人材育成と活躍の支援 (2) 地域社会活動等の活性化
3 国際理解の推進	(1) 男女平等に関する国際情報の収集と提供 (2) 国際交流事業等の推進

### III 男女が共に働きやすい環境づくり

1 働きやすい環境の整備	(1) 仕事と家庭の両立支援 (2) 育児休業・介護休業制度の普及啓発
2 職域の拡大と雇用の安定	(1) 能力開発の推進 (2) 雇用の安定と拡大
3 労働条件の向上	(1) 職場における男女平等の促進 (2) 多様な働き方を可能にする条件整備

### IV いきいきと暮らせる環境づくり

1 子育て支援への環境整備	(1) ひとり親家庭等への支援 (2) 児童虐待に対する対策の推進 (3) 子育て支援体制の整備充実 (4) 子どもをとりまく環境整備
2 高齢者・障がい者の社会参画への環境整備	(1) 介護をめぐる福祉サービスの充実 (2) 高齢者の生きがいのある生活への支援 (3) 障がい者の自立支援
3 健康づくりへの環境整備	(1) 心と体の健康づくり (2) 母子保健事業の充実 (3) 健康づくり体制の充実

### V 男女間のあらゆる暴力のない社会づくり

(蓮田市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

1 暴力を許さない社会づくりの推進	(1) DV等の防止に向けた啓発 (2) 若年層に対する予防啓発
2 安心して相談できる体制づくり	(1) 被害者に対する相談体制の充実 (2) 関係機関とのネットワークの構築
3 DV被害対策の充実・強化	(1) 被害者の安全確保と緊急避難の拡充 (2) 自立のための支援体制の充実

## 第4章 プランの推進

### 1. プランの周知

本プランは、市民、行政などが一体となって協働で取り組んでいくものとなります。

そのため、市の広報やホームページ、プランの概要版の配布などを通して、プランの周知を図ります。

### 2. 庁内推進体制等の整備・充実

関連各所管が男女共同参画社会の実現に向けた事業の整備・充実に努めて、本プランの内容を推進するほか、全庁的な取組として「蓮田市男女共同参画行政推進会議」を置き、計画の推進を図ります。

### 3. プランの進行管理

本プランの着実な推進を図るため、「蓮田市男女共同参画行政推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことであり、本プランに位置付けた施策の進捗状況を管理し、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。

